

【第 1 号議案】

月岡温泉を起点とする観光客の二次交通定期路線の運行（案）について

1. 月岡温泉を起点とする二次交通路線再編の目的

月岡温泉を訪れる観光客の交通アクセスの利便性向上と、月岡温泉から新発田市街地への観光客の回遊性を高め、市内全域の観光消費額の拡充を図る。

2. これまでの二次交通の課題

- (1) 観光客が公共交通機関で月岡温泉を訪れる場合、新潟駅から豊栄駅まで電車で移動し、その後、豊栄駅から路線バスに乗り換えなければならず交通アクセスの利便性が悪い。
- (2) 月岡温泉と新発田市街地を結ぶ二次交通網が整備されていないことにより、市街地への回遊促進と観光消費につながっていない。

3. 二次交通路線再編の経過

年月日	内 容
令和 7 年 7 月 25 日 ～令和 8 年 1 月 31 日 (補助事業は R8. 1. 12 まで)	観光庁の補助事業を活用し、新発田市観光協会が運営主体となり、新発田市と月岡温泉旅館協同組合がバックアップする形で新潟交通観光バス株式会社へ運行业務を委託し、貸切バス 2 台による実証実験運行を開始。 ①新潟駅と月岡温泉を結ぶ直行便の運行（1 日 2 往復） [料金] 片道 1,500 円（小人同額料金） ②月岡温泉と新発田駅を結ぶ直行便の運行（1 日 3 往復） [料金] 片道大人 500 円、片道小人 300 円
令和 8 年 2 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 15 日	道路運送法第 21 条による貸切バス 1 台での実証実験運行の延長。 ①新潟駅と月岡温泉を結ぶ直行便の運行（1 日 2 往復） [料金] 片道 1,500 円（小人同額料金） ※上記 2 便のうち、1 便は新潟駅から新発田駅経由で月岡温泉へ ②月岡温泉と新発田駅を結ぶ直行便の運行（1 日 1 往復半） [料金] 片道 500 円（小人同額料金） ※当市の観光のランドマークである「蔵春閣」前にバス停を追加設置
令和 8 年 3 月 16 日 ～令和 8 年 5 月 31 日	道路運送法第 21 条による貸切バス 2 台での実証実験運行の変更 ①新潟駅と月岡温泉を結ぶ直行便の運行（1 日 2 往復） [料金] 片道 1,500 円（小人同額料金） ※未就学児につき、大人の膝上乘車に限り無料 ②月岡温泉と新発田駅を結ぶ直行便の運行（1 日 2 往復） [料金] 片道 大人 500 円 片道 小学生以下 300 円（ただし、未就学児無料）

○道路運送法第 21 条要約（貸切バス事業者による試験運行）

一般貸切旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- ・災害の場合、その他緊急を要するとき。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域・期間を限定して行うとき。

4. 第 4 条定期路線運行への移行理由

令和 8 年 1 月 31 日までの実証実験運行の検証結果と、令和 8 年 2 月 1 日から運行している利用状況の推移及び運行経費の収支予測を踏まえ、将来を見据えた安定的な運行の目途が立ったことから、現行の運行方法で令和 8 年 6 月 1 日から道路運送法第 4 条による定期路線運行に移行したい。

○道路運送法第 4 条要約（乗合バス事業者による本格運行）

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

※路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業者が、国土交通大臣の許可を得て運行するバス。いわゆる路線バスを指す。

5. 現行の運行内容から第 4 条運行移行による変更点

現行の貸切バス運行から定期路線運行に移行する。その他運行内容は変更なし。

令和 8 年 6 月 1 日以降も、新発田市観光協会が運営主体となり、新発田市、月岡温泉旅館協同組合と連携し、新潟交通観光バス株式会社に運行を委託する。

6. 新発田市地域公共交通活性化協議会における審議事項

(1) 道路運行法第 4 条による運行内容について

月岡温泉を起点とする二次交通路線について、以下の内容に基づき、令和 8 年 6 月 1 日から道路運送法第 21 条運行から同法第 4 条運行に移行したいため協議するもの。

審議項目	道路運送法第 4 条による運行内容
①運行形態	現行の貸切バス運行から定期路線運行に移行する。
②事業計画・ 運行計画	運行経路は以下のとおりとし、原則、年中無休運行。 (運行経路 1) 新潟駅(南口) ⇄ 月岡温泉(月岡仲町) (運行経路 2) 月岡温泉(月岡仲町) ⇄ 新発田駅(蔵春閣経由)
③バス停設置箇所	・新潟駅南口バスターミナル ・月岡仲町 ・新発田駅前 ・蔵春閣前

④運行時刻	[月岡温泉発⇒新潟駅着] 10:15→11:15 14:10→15:10 [新潟駅発⇒月岡温泉着] 13:00→14:00 15:25→16:25	[月岡温泉発⇒新発田駅着] 10:20→10:45 11:15→11:40 [新発田駅発⇒月岡温泉着] 10:50→11:15 15:30→15:55
⑤運賃（参考）	[新潟駅⇔月岡温泉] 片道 1,500 円（未就学児につき、大人の膝上乗車に限り無料） [月岡温泉⇔新発田駅] 片道 大人 500 円、小学生以下 300 円（ただし、未就学児は無料）	
⑥バス車両・台数	[新潟駅・月岡温泉便] 大型観光バスタイプ（定員 55 人）1 台 [月岡温泉・新発田駅便] 路線バスタイプ 1 台	

(2) 移動円滑化基準適用除外車両の導入について

上記表の運行経路 1 の新潟・月岡温泉間の運行路線で使用する車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき、北陸信越運輸局へ基準適用除外の認定申請を行うにあたり、本協議会の承認を受けたいため協議するもの。

①車名及び型式（選定車両）

三菱 BKG-MS96JP（車台番号は、⑤移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表に記載）

②車台番号

MS96JP-21485、MS96JP-21067、MS96JP-21487、MS96JP-21486、MS96JP-21068、
MS96JP-21066、MS96JP-21069、MS96JP-21065、MS96JP-20472

③認定により適用除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第 37 条（乗降口）	第 2 項第 2 号（スロープ等の設備）
第 38 条（床面）	第 1 項（650 mm以下の床高さ）
第 39 条（車椅子スペース）	第 1 号（手すり）
	第 2 号（段差）
	第 3 号（車椅子固定装置）
	第 4 号（折畳座席）
	第 5 号（降車通報装置）
	第 6 号（車椅子スペース表示）
	第 7 号（車椅子スペース寸法）
第 40 条（通路）	第 1 項（800 mm以上の有効幅）
	第 2 項（3 席毎の垂直方向握り棒）
第 41 条（運行情報提供設備等）	第 2 項（車外放送設備）

④移動円滑化基準適用除外の理由

当該路線の主な利用者は観光客であり、大きな荷物の積み込みにも対応する必要があり、床下トランクを備えた車両でなければ運行が困難であることに加え、上記車両が制限速度時速 70km であるバイパス道路の運行に適していることを踏まえ、当該車両を選定したもの。そのため、選定車両の構造上、上記条項の内容について、移動円滑

化基準に適合するための改造ができないことから、本適用除外認定申請することについて、承認を得たいもの。

なお、第41条第2項（運行除法提供設備等 車外放送設備）の適用除外理由としては、当該バス利用者の乗降時、支援対象者に対して運転手による対面对応を行うことで当該基準の適用除外としたい。

⑤移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

以下のとおり

【移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表】

認定要領 第3 (2) 低床化困難かつ乗降口左側面前部のみ等 初度登録年月 (平成22年5月)

条 項		現車の状況	基準適用の詳細
第37条 (乗降口)	第1項 (踏み段の識別)	縁材の色 黄色塗装	適用
	第2項第1号 (800mm以上の有効幅)	前扉開口幅 900mm	適用
	第2項第2号 (スロープ等の設備)	なし	適用除外
第38条 (床面)	第1項 (650mm以下の床高さ)	ステップ最下段高さ/床面高さ…420mm/1070mm (ニーリング時: 390mm/1040mm)	適用除外
	第2項 (表面の材質)	ノンスリップ床材	適用
第39条 (車椅子スペース)	第1号 (手すり)	なし	適用除外
	第2号 (段差)		
	第3号 (車椅子固定装置)		
	第4号 (折畳座席)		
	第5号 (降車通報装置)		
	第6号 (車椅子スペース表示)		
	第7号 (車椅子スペース寸法)		
第40条 (通路)	第1項 (800mm以上の有効幅)	405mm (客席間)	適用除外
	第2項 (3席毎の垂直方向握り棒)	乗降ステップ部平行方向握り棒、背もたれ裏側グリップ	適用除外
第41条 (運行情報提供設備等)	第1項 (視覚・聴覚による停留所情報)	車内マイクによる音声情報	適用除外
	第2項 (車外放送設備)	なし (運転手による対面对応)	適用除外
	第3項 (前・側・後) 行先情報	前・側・後 ステッカー掲示による行先表示	適用
第42条 (意思疎通設備)	第1項 (意思疎通を図るための設備)	表示ステッカーの貼付 筆談具の設置	適用

【該当車両一覧】

- | | |
|-----------|--|
| 1. 車名及び型式 | 三菱 BKG-MS96JP |
| 2. 車台番号 | MS96JP-21485、MS96JP-21067、MS96JP-21487、MS96JP-21486、
MS96JP-21068、MS96JP-21066、MS96JP-21069、MS96JP-21065、
MS96JP-20472 |